

[論文]

複式簿記の原理とその論理的導入法（11）

椎名市郎

〈目次〉

- I 会計哲理（認識論的・方法論的研究方法）への道と問題提起
- II 複式簿記導入法のステップ
 - 1. 複式簿記の歴史的視点
 - (1) 歴史的視点
 - (2) 経済体制（資本主義社会）と複式簿記の実質的意義
 - (3) 階級（階層）と Accountability
 - (4) 民族性（人間行動様式）にみる新しい視点
 - (5) 何故、複式簿記原理を学ぶのか
（以上、『中央学院大学論叢』第14巻第2号、所収）
 - 2. 複式簿記の哲理
 - (1) 会計学方法論のフレームワーク
 - ①会計学の対象 (Gegenstand)
 - ②会計学の方法 (Methode)
 - (2) ウェーバーの形式的合理性 (formale Rationalität) と複式簿記の論理的構造
 - ①ウェーバーの形式的合理性と複式簿記
 - ②複式簿記の論理的構造
 - (i) 複式簿記の体系的理解
 - (ii) 複式簿記の論理的特徴
 - (iii) 勘定の論理
 - （以上、『中央学院大学論叢』第20巻第2号、所収）
 - (3) 複式簿記の生成史的特徴

- ①複式簿記の二つの起源論
- ②複式簿記起源説における形式的解釈と実質的解釈
- (4) 資本主義経済と複式簿記の実質的解釈
 - ①資本の複式簿記と実質的解釈
 - ②ゾンバルトに観る資本の複式簿記
- (5) 階級（階層）と複式簿記の形式的解釈
 - ①代理人簿記の形式的解釈と階級・階層との関係
 - ②形式的解釈の継承性の問題
- (6) 会計学における「人間」の問題と勘定の本質
 - ①会計学における二つの「人間」の側面
 - ②勘定計算に現れる人間
- （以上、『中央学院大学商経論叢』第1巻第1号、所収）
- 3. 複式簿記の技術
 - (1) 計算思考論としての利潤計算原理
 - ①財産法 (Inventarrechnung) と損益法 (Ertrag- und Aufwands-rechnung)
 - ②財産法と損益法の一般概念
 - ③山下学説における財産法と損益法の史的発展
 - (i) 財産法会計の成立
 - (ii) 財産法会計の特質から観た批判
 - (iii) 財産法会計から損益法会計への移行
 - ④岩田学説における財産法と損益法
 - ⑤山下学説と岩田学説
 - (2) 会計の定義と複式簿記
 - (3) 会計的技術 (art) の特徴

(4) 法社会学における目的（法的価値）と手段（ことば的研究）
(以上、『中央学院大学商経論叢』第1巻第2号、所収)

(5) 複式簿記の技術的目的合理性

- ①技術的合理性と制度的妥当性
- ②技術的合理性の特徴
 - (i) 形式的特徴—二重性と均衡性—
 - (ii) 実質的特徴—名目勘定—

(以上、『中央学院大学商経論叢』第2巻第1号、所収)

(6) 技術的目的合理性の理念

- ①名目勘定（nominal account）の歴史的因果性
- ②名目勘定生成認識の問題点
- ③名目勘定の目的論性

(以上、『中央学院大学商経論叢』第2巻第2号、所収)

III 複式簿記に現れる人間

1. 会計学研究と会計教育
2. 会計構造論としての複式簿記研究方法論の展開
3. 簿記研究に現れる人間の問題
4. 会計構造論の形式的な解釈と実質的解釈
5. 形式的な解釈と実質的な解釈の現代的意義
(以上、『中央学院大学商経論叢』第5巻第2号、所収)

IV 複式簿記に現れる資本概念

1. 複式簿記と資本概念
2. 資本概念と簿記勘定学説
3. 人的勘定学説、静的（物的）勘定学説と資本概念
 - (1) 人的勘定学説と資本概念
 - (2) 静的（物的）勘定学説と資本概念
 - (3) 上野（道輔）学説と畠中（福一）学説
4. 動的勘定学説と資本概念
 - (1) 動的勘定学説の生成とその理論的前提
 - (2) シュマーレンバッハの資本概念
 - (3) コジオールの資本概念
 - (4) 動的勘定学説と資本概念
5. 資金勘定学説と資本概念
 - (1) ルフチの資金理論と資本領域
 - (2) ヴァッターの資金理論と資本
 - (3) 資金概念と資本概念
 - (4) 資金と資本の一般的概念
6. 商法における資本概念
 - (1) 企業の形態と資本

(2) 株式会社の資本概念

7. 現代日本における代表的な勘定学説と資本概念
(以上、『中央学院大学商経論叢』第8巻第2号、所収)

V 複式簿記定立化の論理

1. 複式簿記定立化の一般理論
2. 複式簿記と企業簿記の定立化の問題
3. 企業（複式）簿記とその定立化
4. 定立に対する反定立の学説
(以上、中央学院大学商経論叢第9巻第1号、所収)

VI 複式簿記と会計制度の変革

1. 伝統的な会計制度をめぐる会計環境の変化
 - (1) 会計環境の変化と会計の国際化
 - (2) わが国の会計基準と国際会計基準
 - (3) わが国会計制度の変遷
2. 二つの会計制度の対比とその変遷
 - (1) わが国制度会計の構造と変遷
 - (2) 債権者保護のための貸借対照表重視の会計観
 - (3) 投資家保護のための損益計算書重視の会計観
 - (4) 「企業会計原則」の変遷
3. 伝統的（古典的）な二つの会計観
 - (1) 利潤計算原理—財産法と損益法
 - (2) 財産法と損益法の特徴
 - ①財産法の特徴
 - ②損益法の特徴
 - (3) 財産法と損益法の歴史
 - (4) 貸借対照表の見方—静態論と動態論とその後の展開
 - ①静態論の特徴
 - ②動態論の特徴
 - ③新しい仮想的清算の会計観の特徴
 - (5) 現実の会計制度と理念型の財産法と損益法、静態論と動態論
4. 二つの会計観の対立と補完
 - (1) 会計基準設定をめぐる二つのアプローチ
 - ①公準論アプローチ
 - ②概念フレームワーク
 - (2) 「費用収益アプローチ」と「資産負債アプローチ」の対立と補完
 - (3) 利害調整機能と情報提供機能の対比

(以上、本号、所収)

VI. 複式簿記と会計制度の変革

複式簿記を論理的に導入する際、無視できないのが会計ビッグバンと呼ばれる会計制度の大変革である。会計ビッグバンはEU2005年問題も含め現在でも2006年3月期の固定資産の減損会計導入に向けて進行中である。これは昭和23年の証券取引法や昭和24年の企業会計原則導入以来のわが国の大変革といえよう。

例えば、連結貸借対照表、連結損益計算書に加え、連結キャッシュ・フロー計算書のいわゆる「財務三表」になった場合、簿記の勘定体系はどう変化するのであろうか（または変化しないのであろうか）？ 実現利益と包括利益を勘定体系で説明する場合、フローとストックの結合の説明が可能なのか、などである。

本号はその会計制度の変更と複式簿記を考察する前段の内容の知識の整理にある。それは、もう一つの本論文のテーマ「導入法」の論点があるからであり、学生に語りかける気持ちでこの間の制度の変革を本論文に留めておきたい。

1. 伝統的な会計制度をめぐる会計環境の変化

（1）会計環境の変化と会計の国際化

会計基準の国際化では、1999年から2002年3月まで実施されたわが国の制度会計を国際会計基準に合わせる通称—「会計ビッグバン」により¹⁾、伝統的な「企業会計原

則」をバイブルに安住してきた会計研究や会計教育の内容が変化している。会計情報を加工する受け皿としての複式簿記も新しい酒は新しい皮袋のたとえのごとくその受け皿に盛る内容が異なれば少なからぬ影響を受けると思われる。誘導法に基づくキャッシュ・フロー計算書の勘定体系の検討などはその一例である。

バブル経済が崩壊して平成不況に陥ったここ10年以上に及ぶ日本の経済の中で表面化した事実は、経営者の反社会的な行為と企業会計の不正であった²⁾。この不正には、企業の経営者が悪意で行ったものと日本の伝統的な会計制度自体に問題があった部分があった³⁾。この両者があいまって、日本の会計制度への不信が国際的に広がり、日本の企業が国内・海外で資金調達をすることが難しくなった。海外で日本の銀行が資金を調達する時に他国より高い利息を要求されるジャパン・プレミアムとか平成11年には日本の会計制度は日本しか通用しない旨の警告付き財務諸表が出され、レジェンド（警告）という言葉が新聞を賑わした⁴⁾。

伝統的に日本の企業は銀行と株を持ち合い、企業間は系列の中で活動し、閉鎖的な世界での会計であつた。商法も株主と債権者を利害調整するだけに留まり、大衆投資家保護の証券取引法でさえも商法の特別法の枠から抜本的に離れられず、改革が遅れた。加えて、会計実務は法人税法の特典を得るために税法に準拠する傾向が強くあった。

- 1) わが国の会計のグローバリゼーション化として最初に位置づけられる「会計ビッグバン」の始動は、当時の大蔵省証券局（現在管轄は総理府外局）が1987年のBIS規制（Bank for International Settlements Rule）への証券監督者国際機構への参加合意から始まった。ここで会計のグローバリゼーション化とは、具体的には「国際会計基準」に準拠したわが国会計制度の変更を意味している。金融ビッグバンを後ろから支える制度保障のために1999年4月から連結会計、連結キャッシュ・フロー、税効果会計、研究開発費が、2000年4月からは時価会計、退職給付会計、中間連結財務諸表を柱とする国際会計基準準拠の会計ビッグバンが動き出し固定資産の減損会計等を除き、2002年3月で一応の区切りをみた。
- 2) わが国の会計不正の土壤を記したものとして匿名銀行員稿「現役銀行員が見た粉飾の実態」、『週刊東洋経済臨時増刊—会計不信—』2002年9月4日号、79頁や国税庁企画課『平成6年度税務統計から見た法人企業の実態—会社標本調査結果報告』（大蔵省印刷局）、平成8年、23頁が参考となる。この土壤となるわが国会計システムの特徴は、浜本道正稿「第3章 会計基準の国際的調和と日本型会計システム」、合崎堅二・若林明・河野正男編『現代社会と会計』（中央経済社）、平成6年、114頁を参照のこと。
- 3) 会計先進国と言われるアメリカでも大きな会計不正事件が起り、監査や会計制度に大きな影響を及ぼした。2002年7月発生のエンロン事件である。この事件を受けて、アメリカでは経営者の不正に対する最長20年の禁固刑や不正利益の返還を含み経営者罰則強化や監査業務とコンサルタント業務の同時禁止や5年後との監査人交代制度等監査法人規制強化等を盛り込んだ「米国企業改革法」が成立した。山崎元稿「アメリカの会計不信が意味するもの」『週刊東洋経済臨時増刊—会計不信—』（東洋経済新報社）、2002年9月4日号、38頁。
- 4) 野嘉秋編著『基本ゼミナール 新しい企業会計制度』（大蔵財務協会）、平成13年、26-27頁。日本公認会計士協会は2003年3月期でこのレジェンドの注記書きは消滅したとしている。

相次ぐ企業倒産や不祥事で日本の財務諸表への不信感が高まる中、日本の金融制度を変えようとする通称、「金融ビッグバン法」（「金融制度改革関連法」）が平成10年に制定された⁵⁾。従来の銀行を中心とした間接金融ではなく、証券市場から資金を直接調達する直接金融制度の変革である。この金融ビッグバンを裏から支えるものが大衆投資家保護であり、その目的は財務情報を公開して株主にリスクの回避を促すという時代的要請であった。会計ビッグバンでは、この時代的要請を満たすため、日本の会計基準を国際会計基準合わせ国際的に通用する会計制度を作る努力がなされた。このように、平成11年4月から連結情報を皮切りに始まった日本の会計制度を国際会計基準に合わせる大改革が会計ビッグバンであった。

金融ビッグバンは、直接、証券市場から企業が資金調達をしようとするアングロ・サクソン系の金融システムへの変換を意味するが、会計もアングロ・サクソンの強い影響を受けている「国際会計基準」に準拠することになった⁶⁾。金融システムで個人や企業や銀行の資金の流れが変われば、会計制度も当然変わってくる。例えば、平成14年全国の証券取引所の株主分布では、法人株主が39.2%、プロの機関投資家株主が22.5%、個人株主は38.3%（3,372万人）で、実に個人株主の半分は外国人の投資家である⁷⁾。このように、金融の国際化には、企業が海外に飛び出して資金調達する国際化と国内の企業の中に海外投資が参入される国際化の二つがあり、どちらも重要な会計を取り巻く環境変化なのである⁸⁾。

(2) わが国の会計基準と国際会計基準

国際会計基準の特色を導入した今回の会計ビッグバンは次のような特徴を有している⁹⁾。まず、単独の個々の会社の決算ではなく、グループ全体の連結決算と連結キャッシュフロー計算書の導入による連結会計への転換である。また、取得原価主義への反省から金融商品を中心とした時価主義評価が導入され、従来不明瞭で恣意性があった研究開発費の原則費用化処理がなされた。さらに、隠れ債務のオフ・バランスの象徴であった退職給付会計や税効果会計を導入した。すなわち、伝統的な日本の会計制度を象徴するような単独決算方式や取得原価主義、オフ・バランスの会計基準をアングロ・サクソン系で生成発達してきた「国際会計基準」にできるだけ変更したのが会計ビッグバンなのである¹⁰⁾。

このように、「資本」が国境を越えて動くと、「人」も「物」も「情報」も「技術」も一体となって動き、それを測定・伝達する会計も国際化していくなければならない。それぞれの国の独自の会計文化も大切ではあるが¹¹⁾、国際的展開をしている企業に国を超えて統一してルールを作り国際比較を可能にし、その企業の株や債権を購入している投資家や将来投資をしようとしている人々に対して有益な情報を提供し、資金調達を得ようとするルールがアングロ・サクソンを機軸に作られた「国際会計基準」（International Accounting Standards-IAS）なのである¹²⁾。現在、国際会計基準は、151ヶ国の職業（公認）会計士団体が集まり、2001年1月には国際会計基準理事会

- 5) 「金融ビッグバン」とは、イギリスのサッチャー政権時の金融改革をモデルに1998年6月国会で成立した一連の金融システム改革法に基づく改革を意味する。ここでは、銀行、証券、保険の業態の垣根が取り払われ、外国企業の参入が認められ、持ち株会社が解禁され、いわゆる個人が保有する預貯金の投資信託等への有効活用と企業の資金調達を銀行からの間接金融から広く市場から得る直接金融を目指した金融改革を意味している。
- 6) 柴健治稿「第3章 アングロ・アメリカン型会計制度とその特質」、井上良二編『制度会計の論点』（税務経理協会）、平成12年。
- 7) 日本経済新聞、平成15年6月22日付け朝刊。
- 8) この小節は、拙稿「現代財務諸表の環境」、月刊誌『税経セミナー9月号』（税務経理協会）、2003年9月号、103～104頁から引用。
- 9) かつての国際会計基準と国内基準の一致度合いを示す準拠率では、カナダが96%、アメリカ・オーストラリアが92%、イギリスが88%でわが国68%と比べると国際会計基準へのアングロ・サクソン基準の影響力の高さが明確となる。廣瀬義州著『会計基準論』（中央経済社）、平成7年、260頁。
- 10) 野嘉秋編著『基本ゼミナール 新しい企業会計制度』（大蔵財務協会）、平成13年、26～27頁。平野嘉秋編著『基本ゼミナール 新しい企業会計制度』（大蔵財務協会）、平成13年、26～27頁。平野嘉秋編著『基本ゼミナール 新しい企業会計制度』（大蔵財務協会）、平成13年、26～27頁。
- 11) 「国際会計の研究において考えなければならない問題の一つは、異なる国間で、企業会計、とくにその制度的な側面がどのように相互に関わりを持つことになるかという点である。それぞれの国の会計制度はそれぞれの文化を反映し、それぞれの会計人の社会的・教育的背景などを反映して、多種多様な発展をとげざるをえないことを指摘してきた」中島省吾稿「国際随想」、雑誌『会計』、第131巻 第5号、昭和62年、135頁。
- 12) 国内会計基準を国際会計基準に統合する予定のない国は、日本、サウジアラビア、アイルランドの3国だけのようである（日本経済新聞、平成15年、6月11日付け朝刊）。

(IASB) が発足し、18名の理事のうち日本からも1名が参加している。国際会計基準は、国際会計基準審査委員会(International Accounting Standards Committee)で策定設定され、今まで会計の基本となる骨組みの41項目の会計基準（コア・スタンダード—骨組みとなる基準等）を公表している¹³⁾。

(3) わが国会計制度の変遷

このようにわが国会計制度をめぐる環境は激動している。例えば、以前は財務諸表といえば、法的な個々の企業の個別財務諸表が重視されていた。しかし、平成12年3月の証券取引法の改正から連結財務諸表が主要財務諸表となり、従来主要財務諸表であった個別財務諸表が補助的な位置に逆転した¹⁴⁾。加えて、平成15年2月施行の商法施行規則でも大会社に連結貸借対照表・損益計算書が義務付けられ（ただし、当面証券取引法が適用されている上場企業に適応するため、商法独自に作成するのではなく、証券取引法の連結財務諸表をそのまま容認する方式）、個々の企業より、経済的な支配従属関係のグループ業績を重視した本格的な連結財務諸表の時代に突入した。このような商法改正は、後述のように従来の商事法として的一般法としての商法とその特別法の証券取引法とのトライアングル体制の変革も予期させる出来事と考えられる。

加えて、企業会計審議会の個別の「新会計基準」やこれを基本にした「証券取引法」（財務諸表等規則、財務諸表等規則ガイドライン等）の改正が平成11年から平成14年にかけてなされた。個別の「新会計基準」の代表的なものには、①連結財務諸表原則や中間連結財務諸表に関するもの、②研究開発費、③税効果会計、④連結・中間キャッシュ・フロー計算書、⑤金融商品、⑥外貨建取引、⑦退職給付会計—という会計ビッグバンに特に関連したものと、それ以外に一連の商法改正に対応した⑧自己株式・法定準備金の基準などがある。これら新会計基準は、日本の会計基準をできるだけ国際会計基準に合わせようとする改革—「会計ビッグバン」—を証券取引法で行うため

に準備されたもので、従来、日本の貸借対照表や損益計算書で無視されていたオフ・バランス取引が、かなりの部分オン・バランス化され、測定・伝達されることになった。平成18年3月期導入予定の固定資産の時価評価損計上会計（「減損会計」）が導入されると伝統的な会計理論の骨組みの質・量の大変革が行われることになる。

これらの激動する会計制度はそれぞれの制度会計的目的に応じて異なる内容を有してきた。まず、すべての商業法規の基本となる株主との調整における債権者保護を主眼とする商法（商法施行規則、商法特例法）と大企業といわれる証券取引所に上場している企業などに適用される大衆投資家保護を目的とした証券取引法（財務諸表等規則、財務諸表等規則ガイドライン）、そして課税の公平化を目的とした法人税や基本通達等があり、それぞれ法規の目的に合わせて財務諸表の作成原則や処理、表示が規定されている。

また、公正な会計慣行を帰納要約し、商法や財務諸表等規則の解釈指針の基礎をなしている企業会計審議会の「企業会計原則」やその解釈書である「連続意見書」やその他の各種意見書でも一つのまとまった企業会計の作成原理や体系化が示され、財務諸表の理論を考察する上での大切な研究領域となっている。さらに、企業会計審議会がその後公表した個別の「新会計基準」もアメリカ会計基準のピースミール・アプローチを参考にして企業会計原則の事実上の追加・修正改訂版としての機能を持っていると解されている。

会計基準の国際化に対応するため、企業会計審議会とはまったく別に会計基準の設定主体として、財団法人「財務会計基準機構」が平成13年設立された。その中に、従来企業会計審議会がしていた日本の企業会計原則や会計指針の策定、公認会計士協会が作成していた実務上の会計の取扱指針を代わって策定する「企業会計基準委員会」が新たに設けられて活動をしている。これにより、長年わが国の企業会計原則の設定主体としての企業会計審議会の役割は、今後、企業会計基準委員会に引き継がれ企業会計基準の設定主体も国際化されることになった¹⁵⁾。

13) この小節は、拙稿、8) 前掲雑誌、104頁引用。

14) アングロ・アメリカン型会計制度の特質は、会計法規面では判例法システム、企業会計と税法の分離、職業会計士の専門性、社会的信頼性が高い、投資家保護の会計制度で利用者指向的会計の展開、連結会計制度の普及等が上げられる。柴健治稿、6) 前掲書、44-45頁。

15) この小節は、拙稿、8) 前掲雑誌、96~97頁引用。

2. 二つの会計制度の対比とその変遷

（1）わが国制度会計の構造と変遷

わが国では明治維新後、ヨーロッパの法律制度がまず導入され、商法の債権者保護思想の財産法・静態観会計観が定着した。当時の会計学といえば、ドイツを中心とした会計学であつた。戦後になって、アメリカが日本を占領し、アングロ・サクソン系の損益計算書重視の損益法・動態論会計観が導入された。証券取引法（1948年制定）や企業会計原則（1949年設定）がこれにあたる。当時、戦争に負けた日本は経済が困窮し、国の財政や企業は弱体化し、アメリカからの外国資本の経済援助が必要不可欠であった。そのため外資獲得という生きる手段として証券取引法や企業会計原則などのアメリカの会計制度を輸入した理由もあった¹⁶⁾。

伝統的な日本の会計制度には、もうひとつ税法がある。商法・証券取引法・法人税の三つの主要な法律があり、それぞれ関連性をもっているため、これをトライアングル（三角関係）体制と呼んでいる¹⁷⁾。三つ法律の中軸は、全ての商人に適用される強行法規の「商法」であり、株式会社の会計を規定した「商法施行規則」や株式会社の監査に関して適用される「商法特例法」（法務省管轄）である。ついで株式等を上場（予定も含む）している大企業に適用され「証券取引法」やその会計規定である「財務諸表等規則、財務諸表等規則ガイドライン、連結・中間財務諸表規則、同ガイドライン」（内閣府管轄）がある。そして、税金との関係で商人に課せられる公平課税を目的とした「法人税法」等（財務省管轄）がある¹⁸⁾。

これ以外に、前章のように法律ではないが企業会計を行う上で遵守規定としての企業会計審議会から公表している前節の「企業会計原則」、一連の「意見書」、個別の「新会計基準」、企業会計基準委員会が公表している「企業会計基準」などがある。これは、長年先進国の実務で慣習として発達した会計処理や原則を要約し権威のある

機関（企業会計審議会、企業会計基準委員会）がまとめたもので、商法でも証券取引法でも法人税法でも会計を行う上で重要な解釈指針となる。そして、これに加えて、現在わが国では「国際会計基準」の時代を迎えたのである¹⁹⁾。

（2）債権者保護のための貸借対照表重視の会計観

企業会計が、初めて法律として制度化された事実を我々は商法という法律の領域で見ることが出来る。昔は、企業の会計は、各商人が自分の財産管理のためや貸し借りの債権債務の記録のために、自己流で実施してきた。もちろん、自己流でも複記記入簿記のようにそこに合理性を有したものもたくさんあった。

ところが、そのような自己の会計の世界に、法律で会計を強制する規定が生まれたのは1673年の「フランス商業条例」であった。当時は、景気が後退して、相次ぐ倒産が生じた。その結果、経営者の不正も発生した。日本のバブル崩壊後の企業の不正と同じ出来事だ。経営者が店の財産を不正に使用し、私用のために隠す事件が多発した。この状況で一番被害を受けたのは、当時、商人にお金を貸していた債権者であつた。お金を貸していても、経営者が悪意でお金を持ち逃げしたり、計画的に倒産したりして、債権の回収ができない事態が起り、信用制度が著しく後退したからであった²⁰⁾。

そこで商人に、財産目録の作成を義務づける強制法規の会計規定が1673年の「フランス商業条例」だ。その後、この法令は1807年の「ナポレオン商法」に引き継がれ、そこでは、初めて貸借対照表の作成が義務づけられた。このように、法律の領域で生成した貸借対照表は経営者や株主の専制を防ぐための債務弁済能力に重点を置く債権者保護思想の財産法会計観を生んだ。商法の債権者保護思想は、企業経営に実権を持つ経営者や株主から債権者を保護する思想で、正確にいえば所有者である株主独走を防止し債権者との相互利害調整であることを教えて

16) この小節は、拙稿、8) 前掲雑誌、102頁引用。

17) Kiyomitsu Arai and Shounosuke Shiratori, "Legal and Conceptual Framework of Accounting in Japan", paper presented at the Conference of National, Regional and International Standard Setting Bodies, Belgium, June, 1991.

18) 久保田秀樹著『日本型会計成立史』（税務経理協会）、平成13年、2～3頁。

19) この小節は、拙稿、8) 前掲雑誌、97頁引用。

20) 山下勝治著『貸借対照表論』（中央経済社）、昭和45年、第Ⅱ篇及び第Ⅲ篇。山下勝治著『財務諸表会計』（千倉書房）、昭和42年、3～41頁。

くれている²¹⁾。

その後、この会計観がわが国商法（明治32年）にも引き継がれて、主に銀行から企業の資金調達を基軸にするわが国金融制度となじみフランコ・ジャーマンの大陸系商法（フランスやドイツ等）の伝統的な考え方となってい。この会計の組み立ては貸借対照表の純財産であるストックを重視した「資産負債（財産的）アプローチ」が基本となり、株主と債権者の利害調整の上に成り立つ配当可能利益算定が損益計算の主目的となる。これらの結果は、計算書類等と呼ばれる告示方法で財産や損益の状態が利害関係者に公告される²²⁾。

（3）投資家保護のための損益計算書重視の会計観

ところが、近代アングロ・サクソン系列（イギリス、アメリカ等）で、資本を公開して大衆投資家から巨額の資金を徴収する株式会社の形態が著しく発展した。大陸系会計が、債権者（銀行）から主に企業の資金の提供を受ける傾向に対して、アングロ・サクソン系列では株や社債を証券市場に公開し、大衆投資家などから資金の提供を受けようとするものである。

この大衆投資家は、貸借対照表の債務弁済能力より、いくらの利益があがり配当金がもらえるかという企業の収益力に関心を持つ。つまり損益計算書重視の損益法的会計観が成立した。この会計の考え方では損益計算書を重視するため会計観は「収益費用（損益法）アプローチ」が基本となる。銀行からの資金調達というパターンだけではなく、むしろ、大衆化した証券市場を前提にした大衆投資家に目を向けた会計制度が証券取引法やそれを支える企業会計原則等なのである²³⁾。会計の組み立ては、損益計算書のフローを重視した「収益費用アプローチ」であるが、損益計算は単に株主だけの配当利益算定だけでなく、利害関係者に対する広い分配可能利益に重きをおく会計ということになる。これらは、有価証券報告書

と呼ばれる財務資料で財政状態と経営成績が利害関係者に開示される。ここにおいて「収益費用アプローチ」とは、一会計期間に発生した収益と費用を成果と犠牲として把握してその差額を純利益とする会計観をいう。

このようにわが国では明治維新後、ヨーロッパの法律制度がまず導入され、商法の債権者保護思想の会計観が定着した。当時の会計学といえば、ドイツを中心とした会計学であつた²⁴⁾。戦後になって、アメリカが日本を占領し、アングロ・サクソン系の損益計算書重視の会計観が導入された。証券取引法や企業会計原則がこれにあたる。当時、戦争に負けた日本は経済が困窮し、国の財政や企業は弱体化し、アメリカからの外国資本の経済援助が必要不可欠であった。そのため外資獲得という生きる手段としてアメリカの会計制度を輸入した理由もあった。

しかし、「収益費用アプローチ」（損益計算書重視）の下では、大量のオフ・バランス取引が容認され、予測判断に恣意性（主観的判断）が介入する余地が多いという反省から国際会計基準を導入した会計ビッグバンにより、新「資産・負債（経済価値）アプローチ」（貸借対照表重視）というストック重視の会計観が再び強まってきた。会計の歴史は繰り返されておもしろい²⁵⁾。このように、新しい「資産負債アプローチ」とは、貸借対照表の資産と負債を基軸にして一定期間における持分の増分を把握する方法で、このアプローチの下での純利益は、資本それ自体の増加や減少をマイナスさせて営業活動による純利益を把握する必要がある。「資産負債アプローチ」の下では（資産→負債→正味資産（持分）→包括利益→収益・費用）の構成要素の流れとなる。

（4）「企業会計原則」の変遷

企業会計審議会が公表したわが国での公正な会計慣行の一つである「企業会計原則」の意義は、アメリカやイギリスの先進国的企业会計の実務の中から慣習として發

21) 山下勝治著『会計学一般理論一決定版』（千倉書房）、43年、3～25頁。

22) この小節は、拙稿、8）前掲雑誌、101頁引用。

23) アメリカでは会計処理や報告をどうのような方法で首尾一貫して理論化し、これに権威を付けて信頼しうるものとするかの一連の論争の中で、70年代にかけて、会計手続委員会（C A P）から会計原則審議会（A P B）へ、そして、現在では、財務会計審議会（F A S B）へと設定機関が変遷している。F A S Bはプライベート・セクターではあるが、単に私的な機関ではなくS E Cが承認する機関として権限を強めたものである（加藤盛弘著『一般に認められた会計原則』（森山書店）、1994年、41頁他）。

24) 国際会計基準のヨーロッパ委員会とアメリカ市場やU S - G A A Pとの文化的相違や問題点に関しては、アンナ・シュヒタ稿、岡本治雄訳『国際会計調和化の展望』、雑誌『企業会計』（中央経済社）、2000年、Vol.52 No.8、137～141頁を参照されたい。

25) この小節は、拙稿、8）前掲雑誌、101～102頁引用。

達したものの中から一般に公正妥当と認められるものを帰納要約したのであり、その体系は一般原則、損益計算書原則、貸借対照表原則という報告体系を採用し、大衆投資家保護を主目的にした損益計算書重視の損益法会計観（「収益費用アプローチ」）に立っていることに特徴がある。

「企業会計原則」の設定目的は、大衆投資家を保護するために会計を通して証券市場の民主化に貢献することにあるが、その特徴は、法律ではないが商法や証券取引法を解釈する上で重要な指針であり、商法・証券取引法の公認会計士監査の際も一元的に遵守される原則である²⁶⁾。

また、「企業会計原則」の解釈指針である「連続意見書（企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書）」等でも一つのまとまった企業会計原則の立場や解釈が示され、利害調整機能の「収益費用アプローチ」の財務諸表の理論を考察するまでの研究領域となっている²⁷⁾。

しかし、日本の会計基準をできるだけ国際会計基準に合わせようとする「会計ビッグバン」を実現すべく、企業会計審議会では平成10年を中心に個別の「新会計基準」を公表し、「企業会計原則」本体で修正しないかたちでの事実上の内容修正を施した。そして、この企業会計審議会の個別の「新会計基準」を基本に「証券取引法」（財務諸表等規則）の改正が平成11年から平成14年にかけてなされた。これらの新会計基準は、投資家の意思決定に有用な会計情報提供機能を重視する「資産負債アプローチ」を意識し利用者志向型会計を目指しているといえる。

個別の「新会計基準」の代表的なものには、①連結財務諸表原則や中間連結財務諸表に関するもの、②研究開発費、③税効果会計、④連結・中間キャッシュ・フロー計算書、⑤金融商品、⑥外貨建取引、⑦退職給付会計、⑧固定資産の減損—という会計ビッグバンに特に関連したものと、それ以外に一連の商法改正に対応した⑨自己

株式・法定準備金の取崩しや一株あたりの当期純利益の基準などがある。

このように、企業会計原則本体は昭和24年に公表され、その後、何度か修正され、最後の昭和57年（1982年）の修正以降はここ20年間改正がなされていない。その代わりに、企業会計審議会では上記の個別の会計基準を公表して時代の対応を図っているのである。

利害調整志向の会計としてひとつの完結した「費用収益アプローチ」体系を有する「企業会計原則」本体と、これとは別に、利用者志向型会計として会計ビッグバンに対応する「資産負債アプローチ」を意識した個別の会計基準（ピースミール・アプローチ）が並存している体系となっている。「企業会計原則」本体と個別の会計基準とは会計観が異なり、両者を混同して一本化することはできない会計観の質的相違がある。しかし、例えば国家試験受験者が学習する上で、これを一体として捕らえる場合、「企業会計原則」の事実上の修正版が個別の新会計基準という理解になろう。

さらに、会計基準の国際化に対応するため、企業会計審議会とはまったく別に会計基準の設定主体として、平成13年に財団法人「財務会計基準機構」が設立された。その中に「企業会計基準委員会」が新たに設けられて活動をしている。これにより、長年わが国の企業会計原則の設定主体としての企業会計審議会の役割は、今後、企業会計基準委員会に引き継がれ企業会計基準の設定主体も国際形式となる²⁸⁾。ここでの新「企業会計基準」も公正な会計慣行の一つとして最新の会計事象を反映する研究範囲となるし、証券取引法の改正作業をする金融庁の「金融審議会」も国家政策上の重要な機能を果たすこととなる²⁹⁾。

26) 黒澤清博士は過去50年間のわが国企業会計制度の歴史的研究にあたり、「財務諸表準則時代」、「原価計算準則時代」、「企業会計原則時代」の三つの時代区分を提唱し、特徴づけている。この分類を参考にすれば、現在は第四区分の「国際会計基準時代」といえよう。黒澤清稿「第5章 商工省会計諸基準の制定」、青木茂男編著『日本会計学発展史—わが国会計学の生成と展望』（同友館）、昭和54年所収、92頁。

27) 企業会計原則の有り方をめぐり、「理想版」と「現実版」の論争がある。この議論は、結局は、わが国企業会計原則の生き残り方を示唆する議論に発展する。現実の企業会計原則のように、実践規範版を主張するかぎり、商法計算規定の解釈指針としての役割を超えることはできないと結論づける有力な主張があるが、現代ではこの企業会計原則自体の存続が問われている。新井清光著『企業会計原則論』（森山書店）、1985年、412～413頁。

28) 会計の国際的類型化研究は少なくとも1911年の H. R. Hatfield の研究までさかのぼることができるという見解がある。辻峰男稿「会計の国際的類型化一般モデル序章」、雑誌『産業経理』（産業経理協会）、2001年、Vol. 61、No. 3、45頁。

29) この小節は、拙稿「会計原則の基礎構造とその機能」、月刊誌『税経セミナー11月号』（税務経理協会）、2003年11月号、120～121頁引用。

3. 伝統的（古典的）な二つの会計観

（1）利潤計算原理—財産法と損益法

企業が経営活動を遂行し、一定期間にいくらの純利益をあげたかという計算方法には財産法（資産負債アプローチ）と損益法（収益費用アプローチ）の二つの計算方法がある。期末資本から期首資本を比較して純損益を求める財産法と収益と費用を比較して純損益を求める損益法である。前者の財産法の原理は貸借対照表に重きをおくのに対し、後者の損益法は損益計算書を重視する考え方でもある。ドイツでは古くから財産法と損益法と称しているが、近年になってアメリカでは財産法を「資産負債アプローチ」とし、損益法を「収益費用アプローチ」と呼称している。簿記原理ではどちらの方法でも一長一短があり、両者の結合により企業の利潤計算の正確性が保証されるとしている³⁰⁾。複式簿記の機構は、この財産法利潤計算と損益法利潤計算が自動的に組み込まれているシステムにはかならない。

$$\begin{array}{l} \text{期末資本} - \text{期首資本} = \text{純利益} \quad (\text{財産法} - \text{貸借対照表重視}) \\ \text{収 益} - \text{費 用} = \text{純利益} \quad (\text{損益法} - \text{損益計算書重視}) \end{array}$$

上記の要約した財産法と損益法の背後にある理論を考察する領域を伝統的に「利潤計算原理」と呼ぶ。われわれの生活を例にとれば、財産法は朝、出掛けに財布を見て、帰宅して財布の残金を見て朝（期首）と夜（期末）の残金比較で一日いくら出入りしたかを推定する方法である。一方、損益法は、常時、小遣帳や電子手帳を携帯して収入や支出をその都度記録して直接、一日の収支を把握する方法といえる。正確な一日の収支を把握しようとしたら両者を結合して利用しなければならない。

これら二つの背後にある理論の利潤計算原理をまず以下考察していこう³¹⁾。

（2）財産法と損益法の特徴

①財産法の特徴

一般に期首資本（または期首純財産）と期末の期末資本（または期末純財産）を実在有高の比較計算による財産法の特徴は、帳簿記録を一応離れて、資産・負債の実在や支配力が及ぶ有高の実地棚卸（棚卸法という）に基づいて利潤計算が行われることにある。

もちろん、帳簿を離れたといっても期首の資本有高や期中の増資や減資の記録は必要だ。このように財産法の利潤計算原理においては、最小限の帳簿記録を用いた実施棚卸法を前提にした純財産の比較計算で、ストックの比較による利益算定法である。この場合、期首と期末に資産と負債の一覧表である財産目録が作成される場合がある。この資産・負債の財産目録に資本の概念が入ると貸借対照表となる。

理念型の財産法利潤計算原理の特徴は、現実に残留する財産（資産と負債をあわせた概念）の実地棚卸から純財産を確認するので具体的にして確実な方法といえるし、そこから導き出された純利益は存在するという確認がなされた実際の利益の性格を有する。岩田学説によれば伝統的な会計監査はこの立場から会計の信頼性を補強する役割を負う。

②損益法の特徴

これに対して、一定期間に発生した収益とこれにたいする費用との差額で企業利益を算定する損益法は、財産法と異なり、帳簿記録（誘導法という）に基づいて計算が行われる。収益、費用の把握はすべて勘定に記録された帳簿から誘導されなければならない。

収益と費用は実在するものではなく過去のフローの比較による利益算定法であるので帳簿記録が前提となる。この点が、実在や支配する資産・負債に基づいて行われる財産法と異なる特徴である。

このように損益法によれば、計算された純利益の発生原因は逐次帳簿を通じて把握されるが、その利益の確実性は帳簿上では確認できない欠点を有している。反対に、

30) 損益法（記録と記録の原因分析）と財産法（記録と事実の照合と監査）の結合は、岩田巌著『利潤計算原理』（同文館）昭和45年、第2章、第8章。岩田学説の特徴は、会計学が商法や税法に従属するものではなく、会計学は簿記・会計（評価）・監査という一貫した独自の原理を有することへの証明にあった。

31) この小節は、拙稿「財務諸表の基礎概念」、月刊誌『税経セミナー10月号』（税務経理協会）、2003年10月号、98~99頁引用。

財産法によれば、純利益の確実性は得られるがその原因分析は実在だけでは得ることはできない³²⁾。

このように、両方法には長所と短所が並存しており、両方法を結合して行なうことが簿記処理上では理想型である。たとえば、商品の売上原価を求める場合も、帳簿上の商品有高帳や仕入帳、売上帳でまずきちんと期中管理をし（誘導法）、一定時点にその帳簿上の在庫を倉庫で実地棚卸をして実在を確認する作業（棚卸法）が必要となるのである³³⁾。このことにより、期末の商品の減耗損や評価損が適正に認識されることになる。

（3）財産法と損益法の歴史

会計の歴史を財産法（実財産主義、売却時価主義）会計から損益法（発生主義や原価主義）会計への移行ととらえる見方もある。この見方からすれば、会計は、財産法会計から損益法会計、そして国際会計基準に象徴される経済価値評価に重きをおいた資産負債アプローチの新財産法会計への移行ともいえる局面を迎えている。ここでの「資産負債アプローチ」とは、貸借対照表の資産と負債を基軸にして一定期間における持分の増分を把握する方法で、このアプローチの下での純利益は、資本それ自体の増加や減少をマイナスさせて営業活動による純利益を把握する方法である。

17世紀から1920年代までに至る小規模な企業経営のもとでは、経営者の個人資産を前提に資金不足分は金融業者から借り入れることが多かった。そのため、会計は常に債権者への担保能力を提示するための会計であった。つまり一定時点の債務弁済能力を重んじる静態論と結びついた財産目録（資産・負債の一覧表）や貸借対照表（資本を中心とした正味財産の一覧表）重視の財産法（実財産主義、売却時価主義）会計が主流であった。

しかし、株式会社が定着した20世紀の初頭では、1929年のアメリカの大恐慌を契機に、大量の株主の存在を無視した財産法会計への反省が行われ、会計制度の大きな見直しが行われた。すなわち、会計は常時流動する大衆

株主のための損益法（発生主義や原価主義）会計が重要視され、証券取引法領域ではこれが主流の会計觀となつた。つまり、期間損益計算を重視し、株主への分配可能利益を重んじる損益計算書重視の動態論と結びついて損益法の考え方となつた。

ところが、近年、資本主義が単に工業製品の大量生産のみを前提とする産業時代を超えて、金融商品に代表される「財テク」活動にも企業が重きをおくようになると、工場生産を前提にした会計だけではなく、証券市場などマーケットの動向に敏感な新しい会計が必要となる。もちろん、この前提には株主投資家が企業支配や参加を目的としないで単なる利殖目的で株の売買を日々行う投資市場での流動性の背景もある。この背景を持つ会計が、会計ビッグバンと呼ばれる国際会計基準準拠の動きであった。

このように、現在の制度会計は、工業製品の大量生産を対象にした産業資本の利害調整型の損益法会計と金融資本の金融商品などを対象にした新しい証券市場を前提にした利用者志向型の新財産法とでも称されるが混在するかたちとなっている。現時点では両者は補完しているが、将来、後者の資産負債アプローチに集約されていくのかは現時点では不明である³⁴⁾。

（4）貸借対照表の見方—静態論と動態論とその後の展開

財産法と損益法に類似する概念で静態論と動態論という相対立する会計觀がある。静態論は財産法と結び付けられ、動態論は損益法と結びついて説明される場合が多い。ただし、財産法と損益法は純利益を算定する利潤計算原理であるのに対して、静態論と動態論は貸借対照表の見方、それはまた貸借対照表と損益計算書の関係を論ずるものである。

①静態論の特徴

さて、静態論とは貸借対照表をもって損益計算を行うとする考え方で、この場合の貸借対照表の機能は、一定

32) 財産法と損益法をめぐる岩田巖学説と山下勝一学説の相違は、岩田学説では財産法と損益法も独自に展開する構造的二元論を有しているのに対して、山下学説では損益法の中にこれを補う財産法を認識する一元論に立っている。評価に関しても、岩田学説は時価主義や原価主義は財産法、損益法にも展開されていると解すのに対して、山下学説は財産法と時価主義、損益法と原価主義を結びつける構造となっている。岩田学説は会計の構造論、山下学説は会計の社会的機能論に重きをおいていると思われる。

33) この小節は、拙稿、(31) 前掲雑誌、99頁引用。

34) この小節は、拙稿、(31) 前掲雑誌、99~100頁引用。

時点における当期純利益を求める点にある。まさに貸借対照表のある時点で止まっている静態論と観る考え方だ。静態論での損益計算書の役割は、貸借対照表で算定された純利益の内訳明細書の機能をもつ。静態論では貸借対照表が主役で損益計算書は脇役でしかすぎず、両者の有機的関係は強く有しないことになる³⁵⁾。このように、静態論は貸借対照表をもって一定時点の損益計算（正確には財産計算）と考えるため、原理的には実地棚卸による売却時価等の期首の純財産と期末の純財産が比較される財産法が利益算定方法として用いられることになる。

静態論におけるこのような貸借対照表の考え方、企業が解散を前提に財産目録を作成する清算基準などには有効な考え方であるが、通常の継続企業（ゴーイング・コンサンーン）には適応されない会計観といつてよい。かつて、産業構造が未発達な時代に小規模零細事業におけるケースで常に倒産の危機にあるような企業の会計に適応されていた歴史がある。静態論では債権者に対する債務弁済能力が会計の主目的にあった³⁶⁾。

②動態論の特徴

一方、動態論は損益計算書をもって一定期間の純利益算定の手段と見る見解で、貸借対照表は当期の損益計算書を構成しない次期以降の損益計算の未解決項目を収容して次期に引き継ぐ連結環の役割と純利益を表示（計算ではない）する役割と考える。このように動態論では貸借対照表を次期の損益計算書に引き継ぐ動きのある動的な機能として考えているため、原理的には収益から費用を差引いた損益法が利潤算定法として採用されることになる。動態論では貸借対照表は損益計算書で純利益を算定する機能をもたせるため帳簿組織を用いた損益計算が行われ、貸借対照表と損益計算書は有機的な関連をもつといえる。動態論では、株主への分配可能利益の算定に会計の目的がおかれた³⁷⁾。

動態論におけるこのような貸借対照表の考え方、企

業が解散を予定せず、通常の継続企業（ゴーイング・コンサンーン）の状態に適応される有効な会計観といつてよい。大企業を前提にした会計を考察する場合に有益な会計の考え方である。貸借対照表を次期の損益計算書につなぐ連結機能として次のように動画的にとらえる³⁸⁾。

③新しい仮想的清算を含む会計観の特徴

動態論におけるこのような貸借対照表の考え方、企業が解散を予定せず、通常の継続企業（ゴーイング・コンサンーン）の状態に適応される有効な会計観といつてよい。しかもそれは工業製品の大量生産を対象にした産業資本の利害調整型の損益法会計の大企業を前提にした会計を考察する場合に有益な会計の考え方である。

ところが、工業製品の大量生産のみを前提とする産業時代を超えて、金融商品に代表される「財テク」活動に企業が重きをおくようになると、工場生産を前提にした会計だけではなく、証券市場などマーケットの動向に敏感な新しい会計が必要である。さらに、現代の株主は企業支配や経営参加を目的とせず、自己の持分の権利行使を市場で売買することで利益を実現する背景もある。

武田隆二博士はこの両体系の市場経済や対象となる取引の相違を、原価主義会計をベースとして成り立つ受託責任説明機能としての「プロダクト型会計理論」と時価会計をベースとして成り立つ情報提供機能としての「ファイナンス型会計理論」に分けて考察している。受託責任説明機能としての「プロダクト型会計理論」では、貨幣性資産と費用性資産の分類がなされ、「ファイナンス型会計理論」では金融資産と非金融資産の区別が重要視され、貸方も資本は疑似金融負債と解釈される。

この「プロダクト型会計理論」では、市場の安定性と価格の実現性が柱となり、「ファイナンス型会計理論」では市場の変動性と即時決済可能性を前提にしている³⁹⁾。市場の変動性と即時決済可能を重んじる「ファイナンス型会計理論」では、貸借対照表の貸方が金融負債と非金

35) 上野道輔著『簿記理論の研究』（有斐閣）昭和3年、第4章。J. F. シェアー著『会計及び貸借対照表』（同文館）、昭和2年、22～28頁。

36) 片岡義雄博士は、ドイツにおいて静態観から動態観に移行した理由を(1)経済、ことに製造工業の発展、(2)株式会社形態の出現の二つをあげている。片岡義雄稿「ドイツにおける動的観勘定学説の展望」、雑誌『会計』、第93巻第2号、1～4頁。

37) Eugen Schmalenbach, Dynamische Bilanz, 12 Aufl. S. 51. E. シュマーレンバッハ著、土岐政蔵訳『十二版 動的貸借対照表論』（森山書店）、昭和50年、46頁。

38) この小節は、拙稿、31) 前掲雑誌、101頁引用。

39) 武田隆二著『会計学一般教程』（中央経済社）、平成15年、第24章。

融負債に区分され、株主資本が疑似金融負債に位置づけられ（資産＝負債）、自己株の簡易取得制度も含めて、株主資本はリスクキャピタルとしての性格が薄まり、社債同様株式も市場を通じて持分の権利行使をするため、貸借対照表はその時点での持分権者の持分清算を表示する機能を有する⁴⁰⁾。

（5）現実の制度会計と理念型の財産法と損益法、静態論と動態論

財産法や損益法、静態論や動態論という会計観に関し、それらは抽象化されたモデルであり、現実の会計制度の中で完結した体系を示しているわけではない。それはあくまでも理念型といわれるもので、現実の制度会計はこのような純粋ではなく混在・補完の上に成り立っている。ただ、現実の制度会計をよりよく説明するためにはこのような理念型の会計観が有益なだけである。

現代企業会計は継続企業を前提にしているために基本的には古い時代の静態論ではなく動態論に立脚しているといえよう。この動態論も会計ビッグバンの改革で損益計算書より貸借対照表の経済的評価を重視する考え方方が台頭し、現在の会計制度が一概に単純に動態論・損益法会計とはいえなくなっている。むしろ、金融商品などを中心に貸借対照表の一定時点の市場における清算価値的な財産価値表示の必要性と利害調整の損益計算書の利点を補完混在させた新しい有機的な会計観を生み出そうとしている面もある。

また利潤計算原理でいえば、伝統的に商法は貸借対照表の財政状態を、その時点における債権者への債務弁済能力や債権への法的担保能力表示機能と解し財産法の原理を建前としていた。一方、企業会計原則・証券取引法は、貸借対照表の財政状態の意味を当期の費用収益の損益計算に参加しない未解決項目を次期の損益計算書に引き継ぐ連結リングのような補助機能と考え、損益計算書重視の損益法会計を開拓してきた。

このことは、商法は株主と債権者を調整するための貸借対照表での配当可能利益を重視し、企業会計原則・証

券取引法は、大衆投資家を保護するため損益計算書の分配可能利益に立っていたことでも明らかである⁴¹⁾。

しかし、このような両者の本源的な会計の性格は残留されているものの、平成11年以降の会計ビッグバンの改正では、新しい概念である「資産負債（経済価値）アプローチ」が新会計基準や財務諸表等規則に取り入れられた。これは損益計算書重視の会計観では大量のオフ・バランス取引が容認され、予測判断に恣意性が介入する余地が多いとの反省に立ったものであった。債権者のみでなく大衆投資家保護を一層強化するため貸借対照表の経済計算重視の姿勢が再び強調されることとなった。

商法施行規則でも会計ビッグバンの「資産負債（経済的）アプローチ」の一部が採用され、商法と証券取引法がかなり歩み寄りをした。ただし、商法では伝統的にこのような会計観を受け入れる土壌があるものの、その大企業から個人商人まで法の適用範囲が広範のため「商法施行規則」などの部分限定の適用となっている。国際的視点での会計基準の策定には、商法より証券取引法が指導的役割を果たす意味合いもある。このように、伝統的な制度会計は会計国際化（国際会計基準）の流れの中で従来の会計観を越えて「資産負債（経済価値）アプローチ」を生み出す変革期を迎えており⁴²⁾。国際的視点での会計基準の策定には、商法より証券取引法が指導的役割を果たし、商法がこれに準じるという意味合いもでてきた。

しかも、「資産負債（経済価値）アプローチ」の基底には、キャピタルリスクとしての株主持分の意味が薄らいで、株主は企業に対する債権者的立場で自由に証券市場で持分処理できることを前提にした仮想的清算を意識した体系となっている⁴³⁾。

4. 二つの会計観の対立と補完

（1）会計基準設定をめぐる二つのアプローチ

①公準論アプローチ

伝統的な会計原則の理論構築は、社会生活の中で、人

40) 武田隆二著、同上書、305頁。

41) 収入・支出概念から損益計算目的に体系化された動態論と実在財産概念から財産計算目的に体系化された静態論には評価論論争があるがここではふれない。拙稿「複式簿記の原理とその論理的導入法（Ⅷ）」、中央学院大学商経論叢第6巻第1号参照のこと。

42) この小節は、拙稿、31) 前掲雑誌、102～103頁引用。

43) 武田隆二著、39) 前掲書、304頁。

間が自分のことを考える際に、無意識でもその考え方の基本となる思想や哲学がある⁴⁴⁾。それは、親の考え方や生まれ育った環境や地域の風土や気候、さらに宗教などがある。人間と同じように、財務諸表の理論や企業原則を考える際にも、普段あまり意識しないがよく考えると理論や原則の基底にある暗黙の社会的前提ないしは社会的仮定（仮定を擬制ともいう）がある。

これを会計公準という。「公準」とは公に認められ従うものと書くが、たとえその事実が証明不能でも学問上の原理として承認されているもので、科学的・実践的な理論の基本的的前提として必要とされる命題を意味している。公準は別名、「要請（ようせい）」とも言われている⁴⁵⁾。

このように会計公準は、普段意識をあまりしないほど常識的なことで、しかしそうするとそれは会計の考え方の基底にあり、会計理論の範囲やその限界も規制するほど大切な暗黙の了解事項を意味する。

たとえば、法律の前提には「正義」や「公正」の概念が横たわり、経済学の理論構成の前提には人が必ず合理的に動くという「合理的な経済人」の概念や「市場の効率性原理」などが横たわっている。これらは、普段は意識しないがそれぞれの理論を構築する上での大前提となっている。このように会計公準とは、会計理論や会計原則設定の根底にあり一般に承認されている会計に関する暗黙の社会的前提を意味している。

このように会計公準は会計理論や会計原則を考える大前提であり、企業実体の公準、継続企業の公準、貨幣的評価の公準などが一般的である。伝統的な会計原則設定のプロセスは次のようになる⁴⁶⁾。

会計公準→会計理論→会計原則→会計処理や会計表示

②概念フレームワーク

これに対して、アメリカの会計原則を設定している財務会計基準審議会（FASB）や国際会計基準を設定している国際会計基準審査委員会（IASC）では、会計原則を作成する際に、会計理論が首尾一貫して構築できるように演繹的に会計の憲法設定の基本的概念を明確にしている⁴⁷⁾。これによると、次のような会計基準設定のプロセスとなる。

財務報告目的→会計情報の質的特徴→財務諸表の構成要素→会計の認識・測定

例えば、アメリカの財務会計基準審議会や国際会計基準審査委員会の前身、国際会計基準委員会（IASC）では、①財務報告の目的（意思決定のために有用な会計）を明確化して、②会計情報の質的特徴（目的適合性、信頼性、適時性、検証可能性、中立性や比較可能性など）を明示し、③財務諸表の構成要素（資産→負債→正味資産（持分）→包括利益→収益・費用）、いわゆる「資産・負債アプローチ」を展開して、⑤具体的な認識（帰属期間の決定）と測定（金額の決定）基準を規定している⁴⁸⁾。これらの基本理念に基づいて具体的な会計基準が策定されることになる。

伝統的な会計のアプローチである【会計公準⇒会計理論⇒会計原則⇒会計処理や会計表示】がどちらかといえば、長年にわたる会計の経験の産物として帰納法で把握されているのに対して、【目的→質的特徴→構成要素→認識・測定】という「概念フレームワーク」は目標や理念を明確にして会計原則を策定する演繹法といえる。

また、伝統的な会計のアプローチが、利害調整理論を重視した「利害調整志向型会計（会計理念は「真実性」で持分保護機能を持つ）」に重きをおき、どちらかといふ

- 44) 会計は人生に例えられる。「人生の考え方重要なのはただ二つ—信仰と商売である。ダティーニの主要簿の巻頭には『神と利益のために』という言葉が掲げられているが、このふたつはひっくるめて、商人達のめざす唯一のゴールだった。現世ないし来世での利益—人生全体が一つの広大な会計事務所のようなものでその終わりには、最後の〈決算日〉が待っている」イリス・オリゴ著、篠田綾子訳『プラートの商人』（白水社）、1997年、10頁
- 45) 新村出『廣辞苑』（岩波書店）四訂版。
- 46) 新井清光博士は会計公準を会計原則の構造的枠組みを示す構造的公準と目標または命題を示す要請的公準にわけて考察し、企業実体の公準、継続企業の公準、貨幣的評価の公準などは構造的公準、有用性や公平性は要請的公準に位置付けている。新井清光著、加古宣士補訂『財務会計論—第7版』（中央経済社）、平成15年、第3章、第1節。
- 47) 国際会計基準委員会「財務諸表の作成及び表示に関するフレームワーク」、12. 財務諸表の目的、1989年。国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board）『国際会計基準書 2001 (International Accounting Standards 2001)』（同文館-Copyright International Accounting Standards Committee Foundation）、平成13年、25頁
- 48) 安藤英義編『会計フレームワークと会計基準』（中央経済社）第1部、3。

と企業の側に立つ法律で定めた最低要件の画一情報を提供していたのに対して、「概念フレームワーク」では、大衆投資家の意思決定に役立つための会計を念頭においているといえる。すなわち、新しい「概念フレームワーク」のもとでは、財務諸表の情報提供機能を重視し、会計の原点は投資家への情報提供という「利用者志向型会計（会計理念は「意思決定に役立つ有用性など」）が展開されているのである。

ただ、わが国ではまだこの「概念フレームワーク」での統一した会計原則は形成されていない⁴⁹⁾。前述のように、利害調整志向の会計としてひとつの完結した「費用収益アプローチ」体系を有する「企業会計原則」本体と、これとは別に、利用者志向型会計として会計ビッグバンに対応する「資産負債アプローチ」を意識した個別の会計基準（ピースミール・アプローチ）が並存している体系となっている。「企業会計原則」本体と個別の会計基準とは会計観が異なり、両者を混同して一本化することはできない面がある。わが国でも近い将来、新しい「概念フレームワーク」のもとで、財務諸表の情報提供機能を重視した統合した会計基準の設定がなされるのか、未定である。

（2）「収益費用アプローチ」と「資産負債アプローチ」の対立と補完

現在のアメリカ会計基準や国際会計基準では大衆投資家保護の思想が単に過去の利害調整ではなく将来に向けての情報提供を一層強め、伝統的な「収益費用アプローチ」（損益計算書重視）より新しい「資産負債（経済価値）アプローチ」（貸借対照表重視）のストックを重んじる会計観が再び強まってきた。

そもそも会計の歴史で登場する古い伝統的な大陸系の財産法—資産・負債アプローチでは、債権者に対する担保能力が重んじられ、法的な実財産が重要視され、いま倒産しても返済できる売却時価主義という清算基準が採用された。しかし、現在の「資産負債アプローチ」は債

権者という視点ではなく、大衆投資家が企業の資産負債の経済的評価を可能となる意味での貸借対照表重視の会計観であり、評価基準には時価評価や現在価値評価などのその時点の清算的価値基準が採用される。その概念の基底には、株主持分を株価の理論値で評価するということに市場経済の再評価理念がある⁵⁰⁾。まさに会計の歴史は、貸借対照表の歴史である。

この国際会計基準やアメリカの会計基準で採用されているストック重視の新「資産負債（経済価値）アプローチ」は、長年支配してきたフロー重視の「収益費用アプローチ」の反省から生じた。すなわち、「収益費用アプローチ」のもとでは大量のオフ・バンランス取引—金融商品評価、リース会計、退職給付会計等—が発生し、費用収益の予測判断に経営者の恣意性が介入してくる批判である。このように「収益費用アプローチ」は、経営者の公正な倫理観と健全なる意見による真実性の原則を立脚点に構成されているのである⁵¹⁾。

この会計観の変化は経済状況の変化を反映している。例えば、家庭を例に考えれば、バブルの時は入ってくる給料が毎年上がる所以で出て行く支出だけ管理するフロー重視の「収益費用アプローチ」でよかった。しかし、現在では収入が見込まれない分、マイホームなどの資産価値の減少に注意を払い、高収入時代の額で維持される負債のローンの繰り上げ返済など、現代の家庭でも資産負債のストックに关心を払う時代となっている。個人でさえこのような時代であるなら、企業や利害関係者は「資産負債アプローチ」に関心が高まり、重要となっている。

「収益費用アプローチ」と「資産負債アプローチ」を私なりに簡単にまとめると（表1）のようになる⁵²⁾。ただし、現在の制度会計には伝統的な「収益費用アプローチ」から新しい「資産負債アプローチ」への移行時期と考えられ、現在は両者が混在していることに注意が必要である。また、「資産負債アプローチ」といっても論者によって異なり、完全なる首尾一貫した体系が現時点で完成しているものではないこともふれておく。

49) この小節は、拙稿、29）前掲雑誌、97～98頁引用。

50) 斎藤静樹稿、「終章—総括と補足」、斎藤静樹編著『会計基準の基礎概念』（中央公論社）、平成14年、438頁。

51) 黒澤清稿「企業会計原則訳解」、黒澤清・諸井勝之助・飯野利夫・番場嘉一郎共著『解説企業会計原則—原文並びに訳文一』（中央経済社）、昭和43年、64頁。

52) この小節は、拙稿、8）前掲雑誌、105頁引用。

（表1）収益費用アプローチと資産負債アプローチの会計観の比較

	収益費用アプローチ	資産負債アプローチ
利益の計算原理	収益=費用=当期純利益 (利益をフローで間接的に確認)	資産=負債=持分 (純財産増加利益をストックで直接的に確認)
資産・負債概念	資産・負債は未解決項目として資産は将来の費用、負債の一部は将来の収益に対応。	資産は将来の経済的な便益、負債は将来資産で払う経済的便益の犠牲。資本は疑似負債の性格を有する。
貸借対照表の機能	将来の損益計算書に引き継がれる連結環の補助的機能	期首と期末の純資産で利益を算定する本来の機能でその時点の仮想的清算的価値表示
損益計算書の位置	利益算定の中心的機能で会計を常に損益計算書で考える	貸借対照表の純増加利益の原因を分析する補助的機能
フレームワーク	原価主義と実現利益	時価主義と包括利益
評価	収支主義による原価主義	時価主義や現在価値基準等(経済価値)

（3）利害調整機能と情報提供機能の対比

会計が社会で重要視され、財務諸表が公表される理由は、財務諸表に社会的な機能（はたらき）があるからだ。財務諸表の社会的な機能には、基本となるアカウンタビリティ（会計報告責任）の利害調整機能と投資意思決定に役立つ情報提供機能の二つがある⁵³⁾。

まず、財務諸表の社会的な機能の基本は利害調整機能にある。他人にお金を任せられた人間は、資金委託した人に会計報告をする責任がある。これは我々の社会のルールでもある。利害調整機能が、法律や省令で強制されているのは、取締役や執行役が、過去の資金委託の顛末（てんまつ）の報告義務を有しその責任解除を果たすためである。

次に、投資意思決定に役立つ財務諸表の情報提供機能とは、財務諸表を単に過去の受託責任の顛末とは考えず、その企業の将来の安定性や収益性、成長性を判断するものと考える。大衆投資家や機関投資家（信託会社などのプロの投資専門家）は、常に将来の投資先を考えて財務諸表に関心を払っている。利害調整機能が過去に目を向けているなら、この情報提供機能は将来に向けての機能を果たしているといえる。このため、法律に拘束されないでも企業の意志で投資家が必要とするリスク回避や投資情報の個別情報（例えば、3ヶ月ごとの売上高や純利益情報、株の保有状況とか不動産の所有状況や特許件数、研究開発費の金額など）をタイムリーに提供することが大切である。国際会計基準ではこの立場を強調している。

工業製品の大量生産を背景に株主と債権者のメンバーが比較的固定されていた時代は、会計は利害調整機能だけよかった。しかし、製品以外に金融商品のように資金を運用して「財テク」でも企業利益をあげる時代を迎え、金融制度も直接市場から資金を得る金融にシフトすると製造活動とお金の財務活動の二つが大切となる。つまり、工業生産を前提とした従来の伝統的な利害調整の会計のみではなく、証券市場などマーケットの動向に敏感な新しい情報提供機能の会計が必要となる。

中村宣一朗博士は、会計改革制度を急速に変更せざるを得ない理由としての経済的要因を、①市場メカニズムを活用する経済システムへの転換、②経済グローバル化と会計の国際的調和化、③情報・通信技術を核とするイノベーションの進展の三つを掲げている⁵⁴⁾。

現在の制度会計は、このように工業製品を対象にした産業資本の利害調整志向型の損益法会計（収益費用アプローチ）と金融商品などを対象にした金融資本の利用者志向型（情報提供機能）の新財産法会計（資産負債アプローチ）が混在するかたちとなっている。二つの機能を一覧にすると表2のようになる⁵⁵⁾。

資産負債アプローチの下では、まず、資産と負債が定義され、そこから持分が把握される。この持分からさらに収益と費用が定義されるというアプローチであるので、従来の収入・支出構造とは異なる会計観を提示している。従来の複式簿記では、収支構造を基底におき、財産勘定と損益勘定の結合でその構成を形成していたが、今回の

53) 利害調整・持分保護機能を支える基本理念は公平性であり哲学的には全体論（holism）に立脚している。一方、情報提供機能を支える基本理念は有用性であり哲学的には原子論（atomism）に立脚している。青柳文司著『会計学への道』（同文館）昭和51年、51頁。

54) 中村宣一朗稿「会計制度変革の基調」、雑誌『企業会計』、2003年11月号、5頁。

55) この小節は、拙稿、29) 前掲雑誌、115～116頁引用。

☆(表2) 利害調整志向の会計と利用者志向型（情報提供機能）会計の特徴一覧

	利害調整志向の会計	利用者志向の会計
前提とする市場	製品を生産する産業資本で比較的安定した市場前提	投資資金運用を前提にする金融資本で価格変動を前提
金融形態	銀行中心の間接金融制度	証券市場中心の直接金融制度
会計の主たる機能	債権者と株主との調整	現在・将来の投資家リスク回避
典型的な会計基準	「企業会計原則」など	「国際会計基準」など
会計の基本原則	原価主義と実現利益概念 (資金の裏づけのある利益)	時価主義と包括利益概念 (将来の実現利益も先取した期待利益)
会計報告の特徴	過去の業績報告のための会計	将来の意思決定に有用なリスク回避の会計
会計情報の本質	総合的な財務諸表	個別の会計情報や記述（文字）情報も強調される
会計報告の期間	定期的に会計情報を提供 (1年や中長期の視点重視)	いつでも適時に会計情報を提供 (3ヶ月毎の短期的視点重視)
会計記録の性格	過去の実際の記録を前提	将来の予想数値を多用
会計の機能の性格	基本となる根源的な利害調整機能	近年重要視されている情報提供機能
会計情報の性格	情報の送り手の企業が真実な会計情報を提供	情報の受手が有用か否かを判定

会計ビッグバンにおける新しい国際会計基準の下では、財産目録的アプローチともいえる異質の構造を含んでいる⁵⁶⁾。

また財務三表時代のキャッシュ・フロー計算書の勘定体系は従来の複式簿記の勘定体系からは自動的には誘導されない。さらに、持分との関係で言えば、営業活動に

おける当期純利益と投資活動における時価評価に伴う未実現の評価損益や外国為替換算損益などの区分などのいわゆる包括損益計算書とその勘定体系などとの関連付けも今後の検討課題である。

(2003年11月2日)

56) 安藤英義編著『会計フレームワークと会計基準』(中央経済社)、平成8年、92頁。